

○総務省令第六十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

総務大臣 村上 誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| <p style="text-align: right;">改正後</p> <p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>    〔第一款〕第十二款 略</p> <p>第十三款 削除</p> <p>    〔第二節・第三節 略〕</p> <p>〔第二章〕第四章 略</p> <p>附則</p> <p>〔国際機関室及び国際広報官〕</p> <p>第三十六条 国際戦略課に、国際機関室及び国際広報官一人を置く。</p> <p>2 国際機関室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国際戦略課の所掌事務のうち、条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。</p> <p>二 国際戦略課の所掌事務のうち国際関係事務の総括に關すること（国際電気通信連合その他の機関に關することに限る。）。</p> <p>3 国際機関室に、室長を置く。</p> <p>4 略</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">第四十条及び第四十一条 削除</p> <p>（情報通信国際戦略特別交渉官）</p> <p>第四十三条 国際戦略局に、情報通信国際戦略特別交渉官一人を置く。</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 略</p> <p>（国際放送推進室並びに企画官及び外資規制審査官）</p> | <p style="text-align: right;">改正前</p> <p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>    〔第一款〕第十二款 同上</p> <p>第十三款 サイバーセキュリティ統括官（第七十六条）</p> <p>    〔第二節・第三節 同上〕</p> <p>〔第二章〕第四章 同上</p> <p>附則</p> <p>〔国際広報官〕</p> <p>第三十六条 国際戦略課に、国際広報官一人を置く。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 略</p> <p>〔同上〕</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">第四十条 削除</p> <p>（多国間経済室）</p> <p>第四十一条 国際経済課に、多国間経済室を置く。</p> <p>2 多国間経済室は、国際経済課の所掌事務のうち国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組みに係るものに関する事務をつかさどる。</p> <p>3 多国間経済室に、室長を置く。</p> <p>（企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官）</p> <p>第四十三条 国際戦略局に、企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>3 同上</p> <p>（企画官及び外資規制審査官）</p> |
|--|--|

|  |
|--|
| <p>第四十八条 放送政策課に、国際放送推進室並びに企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 国際放送推進室は、放送政策課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国際放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>二 国際放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。</p> <p>三 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。</p> <p>四 放送業（国際放送に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>3 国際放送推進室に、室長を置く。</p> <p>4 略。</p> <p>5 外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務に関するものうち特定事項を処理する。</p> <p>（配信サービス事業室及び企画官）</p> <p>第五十条 放送業務課に、配信サービス事業室及び企画官一人を置く。</p> <p>2 配信サービス事業室は、放送業務課の所掌事務のうち、放送事業者が業として行う放送番組その他の情報の国内における配信（インターネットを利用するものに限る。）の規律及び振興に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 配信サービス事業室に、室長を置く。</p> <p>4 企画官は、命を受けて、放送業務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>（企画官）</p> <p>第五十一条 放送施設整備促進課に、企画官一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、放送施設整備促進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> |
|--|

|   |
|---|
| <p>第四十八条 放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関するものうち特定事項を処理する。</p> <p>（企画官）</p> <p>第五十条 地上放送課に、企画官一人を置く。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 企画官は、命を受けて、地上放送課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官）</p> <p>第五十一条 衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を置く。</p> <p>2 国際放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国際放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。</p> <p>二 国際放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。</p> <p>三 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。</p> <p>四 放送業（国際放送に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>3 国際放送推進室に、室長を置く。</p> <p>4 地域放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 市区町村放送及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。</p> <p>二 市区町村放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。</p> <p>三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。</p> <p>四 放送業（市区町村放送及び有線放送に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。</p> |
|---|

- 5 地域放送推進室に、室長を置く。
- 6 技術企画官は、命を受けて、衛星・地域放送課の所掌事務のうち技術に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第五十二条 削除

(検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官)

第五十二条 企画課に、検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官一人を置く。

〔削る〕

第五十三条 企画課に、検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官一人を置く。  
検査監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十四条第一項の規定に基づく検査に  
関すること。
  - 二 日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づく検査に  
関すること。
  - 三 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十五条第一項の規定に基づく検査に  
関すること。
  - 四 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年  
法律第百一号)第三十一条第一項の規定に基づく検査に  
関すること。
  - 五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十四条第一項の規定に  
基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の  
検査に  
関すること。
  - 六 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六  
条第一項  
の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク  
支援機構の  
検査に  
関すること。
- 検査監理室に、室長及び特別検査官三人を置く。
- 特別検査官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち検査の実施に  
関する事務を行う。

5) 貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集(保険業法(平成七年法律第百五号)第二  
条第二  
十六項に規定する保険募集をいう。)及び所屬保険会社等(同条第二十四項に規定する  
所屬  
保険会社等をいう。)の事務の代行に係るものに関する  
こと(第二項第一号及び第二号に  
掲げるものを除く。)

- 二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運  
営一  
般に関する  
こと(第二項第四号から第六号までに掲げるものを除く。)

〔同上〕

6) 地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進につ  
いての  
企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

〔新設〕

〔新設〕

2) 貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を  
活用して  
行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)のうち銀行代理業並びに  
保険募  
集(保  
険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。)及び  
所屬  
保  
険会社等(同条第二十四項に規定する所屬保険会社等をいう。)の事務の代行に係る  
もの  
に関する  
こと(第六項第一号及び第二号に掲げる検査に関するものを除く。)

- 二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織  
及び運  
営一  
般に関する  
こと(第六項第四号から第六号までに掲げる検査に関するものを除く。)

〔略〕

3) 信書便事業室は、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

5) 信書便事業室に、室長を置く。

6) 特別検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務を行う。

- 一 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項の規定に基づく検査
- 二 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づく検査
- 三 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項の規定に基づく検査
- 四 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査
- 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査
- 六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査

〔地域貢献推進官〕

第五十三条 郵便局活用課に、地域貢献推進官一人を置く。

2 地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局活用課の所掌事務のうち、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十三款 削除

第七十六条 削除

附則

〔削る〕

〔新設〕

第十三款 サイバーセキュリティ統括官

（企画官）

第七十六条 本省に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、総務省組織令第二百二十条第一項の規定により本省に置かれる参事官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

附則

（情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室の所掌事務の特例等）

第十四条 情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室は、第五十三条第二項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）以下この号において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 郵政民営化法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵政株式会社法第十四条第一項の規定（郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

三 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵便株式会社法第十六条第一項の規定（郵政民営化法第七章第四節の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

|   |   |
|---|---|
| <p>（情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室の所掌事務の特例）</p> <p>第十四条 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十二条第二項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（次条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>2 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十二条第二項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの（同法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>（情報流通行政局郵政行政部企画課特別検査官の職務の特例）</p> <p>第十五条 情報流通行政局郵政行政部企画課特別検査官は、第五十二条第六項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務を行う。</p> <p>一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この号において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査</p> <p>二 郵政民営化法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵政株式会社法第十四条第一項の規定（郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定に係る部分に限る。）に基づく検査</p> <p>三 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵便株式会社法第十六条第一項の規定（郵政民営化法第七章第四節の規定に係る部分に限る。）に基づく検査</p> <p>四 郵政民営化法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査</p> | <p>四 郵政民営化法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関すること。</p> <p>2 情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室特別検査官は、第五十三条第四項に規定する職務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、命を受けて、前項各号に掲げる事務のうち検査の実施に関するものを行う。</p> <p>（情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室の所掌事務の特例）</p> <p>第十五条 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一項第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>2 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの（同法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>【新設】</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>   |   |

附 則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。